

流域治水協働推進事業 要綱等の改正

<要綱の適用期間について>

・この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。

<容量500m3未満の雨水貯留浸透施設の整備について要件を拡充>

・これまでの流域治水協働推進事業(整備費)は国庫補助事業(流域貯留浸透事業)の採択を受けた事業であることが要件となっていたため、国庫補助事業(流域貯留浸透事業)の要件である、500m3以上の雨水貯留浸透施設の整備のみ補助を受けることができた。

・今回の改定で、500m3未満の雨水貯留浸透施設の整備についても補助対象とすることにより、市町村等が行う流域治水をさらに推進する。

【流域治水協働推進事業】 ※福岡県HP掲載 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ryuikitisuikyodosuishin.html>

事業負担割合(令和5年度～令和7年度)

事業内容	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設の整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備※2(容量500m3以上)	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者※3	1/3	1/3	1/6	1/6



事業負担割合(令和8年度～令和10年度)

事業内容	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設の整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備(容量500m3以上) ※2	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者※3	1/3	1/3	1/6	1/6
雨水貯留浸透施設の整備(容量500m3未満) ※4	市町村	-	1/3	2/3	-
	民間事業者※3	-	1/3	1/3	1/3

今回改定

※1 負担率は上限値であり、予算の状況により、上限値内で定めます。

※2 社会資本整備総合交付金交付要綱に定められている「流域貯留浸透事業」の採択を受けた事業であることが要件となります。

※3 民間事業者への補助について、国、県の補助金額を除いた事業費の1/2以上を市町村が負担する必要があります。
また、民間事業者の交付申請等の手続きは、市町村を通じて行います。

※4 流域治水プロジェクトに事業計画を記載、又は記載の予定がある事業であることが要件となります。